

○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四に見出しとして「（混信防止機能）」を付し、同条第八号中「特定小電力無線局」の下に「及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）」を加え、同条第九号ニを次のように改める。

ニ 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯

域無線システムの無線局

第二十四条第十七項を次のように改める。

17 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
	<p>三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの</p>
一、六〇〇MHz未満	(二) 九〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表及び第二号の表において同じ。）以下の値
一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	(二) 八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満	(二) 七〇デシベル以下の値

三・四GHz以上四・八GHz未満	(一) 五四デシベル以下の値 (二) 七〇デシベル以下の値
四・八GHz以上七・二五GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値 (二) 五四デシベル以下の値
七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値 (二) 七〇デシベル以下の値
一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一〇・七GHz以上一一・七GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七五GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一二・七五GHz以上	(一) 七〇デシベル以下の値
二 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置	
周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力
三六・六二五GHz未満	(一) 五四デシベル以下の値
三六・六二五GHz以上	(一) 四四デシベル以下の値

第四十九条の二十七各号列記以外の部分中「無線設備」の下に「であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの」を加え、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものは、前項第二号、第五号及び第七号に規定する条件に適合するほか、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下でなければならない。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前項第五号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を二〇デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

別表第二号第49に次のように加える。

3 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの 4.75GHz

別表第三号42を次のように改める。

42 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 3. 4GHz以上4. 8GHz未満又は7. 25GHz以上10. 25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値（1mWを0dBとする。以下42において同じ。）	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
1, 600MHz未満	-90dB以下の値	-84dB以下の値
1, 600MHz以上2, 700MHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
2, 700MHz以上10. 6GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
10. 6GHz以上10. 7GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
10. 7GHz以上11. 7GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
11. 7GHz以上12. 75GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
12. 75GHz以上	-70dB以下の値	-64dB以下の値

(2) 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
36.625GHz未満	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が-54dB以下の値
36.625GHz以上	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が-44dB以下の値

注 48.1GHz以上48.5GHz以下及び52GHz以上52.5GHz以下の周波数帯において、任意の5波については、1MHzの帯域幅における尖頭電力が-26dB以下の値であること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（

以下、「新規則」という。）第九条の四第八号、第二十四条第十七項及び第四十九条の二十七第二項中「二四・二五」とあるのは「二二」と、新規則別表第二号第49及び別表第三号42中「24.25」とあるのは「22」とする。

3 前項に規定する無線設備であつて、二二・二一GHz以上二二・五GHz未満又は二三・六GHz以上二四GHz未満の周波数の電波を使用するものは、新規則の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

4 第二項に規定する無線設備であつて、二四・〇五GHz以上二四・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものに対する新規則の規定の適用については、新規則第四十九条の二十七第二項中「第五号及び第七号」とあるのは「及び第五号」とし、同項において準用する同条第一項第五号イの規定については、次のとおりとすること。

イ 任意の一MHzの帯域幅における平均電力は、(一) 四一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下このイにおいて同じ。)以下の値とする。なお、二四・〇五GHz以上二四・二五GHz未満の周波数帯においては、平均電力は(一) 七・三デシベル以下の値とする。

5 第二項に規定する無線設備であつて、二二GHz以上二四・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものうち、平成二十八年十二月三十一日以前に製造されたものについては、法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証の効力は、平成二十九年一月一日以降もなお有効とする。

(検討)

6 総務大臣は、第二項に規定する無線設備であつて、二二GHz以上二四・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものの普及の状況を勘案し、同項に定める期限について検討を加え、必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるものとする。